

●東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

東日本大震災による被害を受けた地域の実情に鑑み、国又は県が、被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災による被災市町村の中には、壊滅的な被害を受け、行政機能が麻痺し、行政事務を十分に遂行できないところがある。また、被災県においても、膨大な事業を抱え、災害復旧事業等に係る工事の実施が極めて困難な状況になっているところがある。

このため、国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、これに代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を実施できる特例を創設。

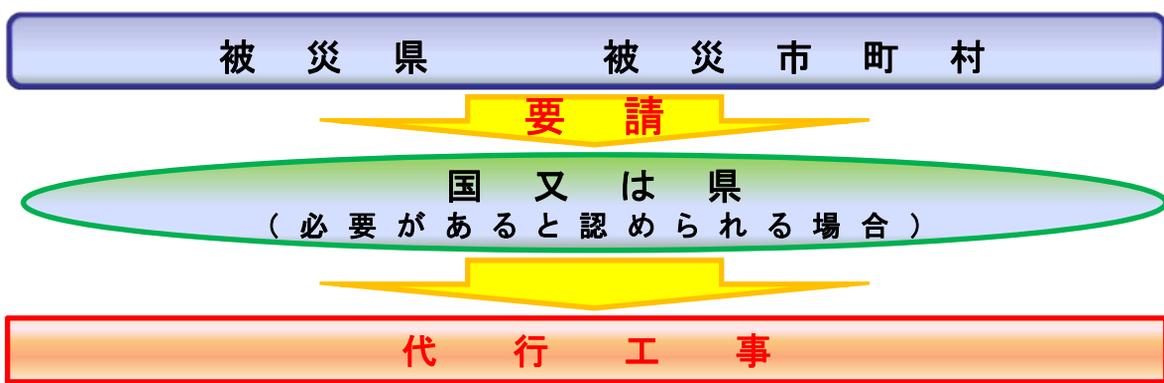
法律案の概要

東日本大震災の被災地域において、次の場合に、国又は県が、被災地方公共団体に代わって東日本大震災によって必要を生じた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できる制度を創設する。

- ・被災地方公共団体からの要請があること
- ・実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められること

○代行の対象

- ・ 漁港工事
- ・ 砂防工事
- ・ 港湾工事
- ・ 道路工事
- ・ 海岸工事
- ・ 地すべり防止工事
- ・ 下水道工事
- ・ 河川工事
- ・ 急傾斜地崩壊防止工事



○対象となる工事

- ・ 災害復旧事業に係る工事
- ・ 災害復旧事業に係る工事の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する工事等